平成 28 年 5 月 30 日 建築・都市整備・道路委員会資料 都市整備局

横浜市駐車場条例における地区の駐車需要を踏まえた 基準の検討状況について

1 背景

平成28年3月1日に施行された改正後の「横浜市駐車場条例」では、市内の条例適用地域に均一に適用している附置義務基準について、地区ごとの駐車需要の実態に応じ、市長が別に基準を定めることができるようになりました。

市長が別に定める基準は、「横浜市駐車場条例取扱基準^{*1}」に定めることとしていますが、鉄道やバスなどの公共交通機関が充実しており、自動車を利用して訪れる人の割合が少ない地区として、まず「横浜駅周辺地区」と「みなとみらい21地区」について、地区の駐車需要を踏まえ、市長が別に定める基準(案)を策定しました。

今後、取扱基準等の改正(案)について意見公募を行う予定のため、その内容をご報告します。

※1:横浜市駐車場条例の施行に関し、必要な事項を定めるもの

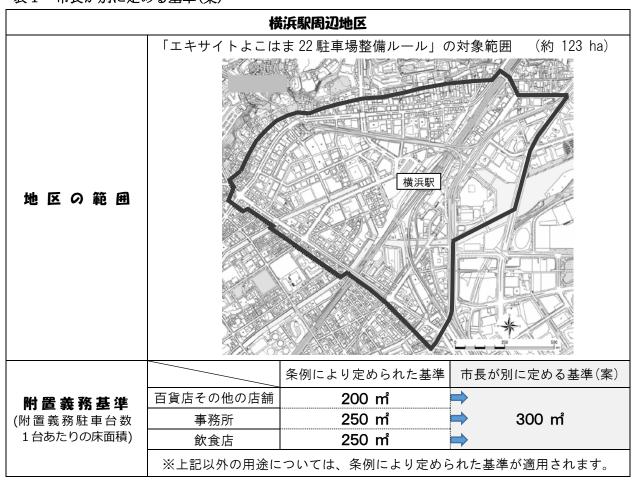
2 取扱基準等の改正(案)

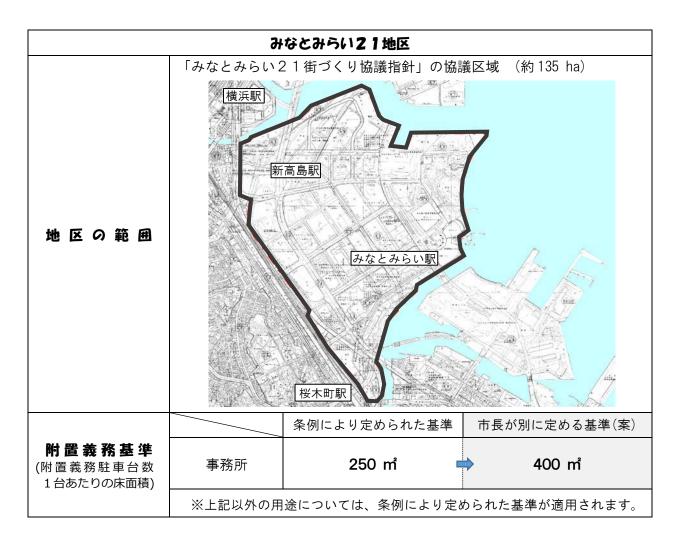
(1)市長が別に定める基準(案)

【取扱基準(新設)】

条例改正を踏まえ、「横浜駅周辺地区」と「みなとみらい21地区」について、駐車場の整備状況や利用状況などについて実態調査を行い、適正な附置義務基準について検討を行った結果、以下のとおり基準(案)を策定しました。

表1 市長が別に定める基準(案)





(2)その他、所要の改正

【横浜市駐車場条例施行規則·取扱基準】

手続きの簡素化等を図るため、届出手続きに関する様式の一部改正等を行います。

3 今後のスケジュール(予定)

(1)意見公募

取扱基準等の改正(案)について、市民の皆様への意見公募を行います。 実施期間:平成28年6月6日(月)~平成28年7月5日(火)(30日間)

(2)施行日

意見公募によるご意見をとりまとめの上、平成28年の夏頃に、取扱基準等の改正をします。